

令和5年6月9日

第36回水俣市農業委員会

第36回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和5年6月9日
開会 9時30分
閉会 10時20分
- 3 出席委員
農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 9番 廣島 康雄 君
2番 松田 時義 君 10番 松本 公昭 君
3番 森口 信二 君 11番 淵上 正嗣 君
4番 山澤 親徳 君 12番 前田 仁 君
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
8番 中村 清治 君
推進委員 12名 16番 蒔元 政廣 君 23番 山口 初憲 君
17番 竹下 正治 君 24番 池田 郁雄 君
18番 竹本 孝幸 君 25番 原田 隆義 君
19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君
21番 安田 昌一 君 27番 下鶴 信雄 君
22番 坂口 新一 君 28番 古里 君廣 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名 5番 田畑 和雄 君
推進委員 2名 15番 平松 明子 君 20番 溝口 幸一 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1) 合意解約について
報告事項(2) 農地転用許可後の工事の完了について
議第127号 農地法第3条の許可申請について
議第128号 農地法第4条の許可申請について
議第129号 農地法第5条の許可申請について
議第130号 農用地利用集積計画の申出について
議第131号 非農地判定について
- 6 農業委員会事務局
局長 山村 良一
次長 大川 尊
主任 山内 哲郎
主任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第36回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名です。 欠席者は、5番、田畑委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、7番、稲田委員、8番、中村委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は12名です。 欠席者は、15番、平松委員、20番、溝口委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、9番、廣島委員にお願いします。</p>
<p>9番委員 (廣島康雄君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項、合意解約についてでございます。 議案書は、1ページから3ページになります。 2件でございます。 まず番号1番につきまして、貸し人、借り人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、生産縮小のため合意解約するものでございます。 なお、場所につきましては、2ページを御覧ください。 農地は、一筆でございます。 次に、番号2番につきまして、貸し人、借り人、土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。 解約の理由につきましては、使用貸借しておりましたが、借人に贈与することになった為、合意解約するものでございます。 借人への贈与につきましては、議第127号農地法第3条の許可申請についての3番におきまして、改めて御審議いただく予定です。 なお、場所につきましては、3ページを御覧ください。 農地は、1筆となっております。 次に報告事項2、農地転用許可後の工事の完了についてでございます。</p>

	<p>議案書は4ページになります。 1件でございます。 それぞれ、表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がございました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員、事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了してましたので、御報告申し上げます。 報告事項の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第127号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
14番委員 (元村善二君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、14番、元村委員をお願いします。</p>
14番委員	<p>議第127号、農地法第3条の許可申請について、説明申し上げます。 本日は、田畑委員が欠席のため、私のほうから説明させていただきます。 番号1と2について説明します。 番号1、譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目が、台帳現況ともに畑ですが、ここは甘夏園です。 面積は、2,400㎡。 この土地は、約半分は耕作放棄地となっております、甘夏が植えられておりましたが、今回、譲受人の方が、今年中に伐採し、また新規に甘夏を植えるということでございました。 譲受人の状況は、耕作地が14,328㎡で、構成員は家族経営で3名の方で行われています。 譲受人は、マンゴー、デコポン、甘夏、レモン等を栽培されています。 これは、所有権移転、売買です。 場所は、7ページを御覧ください。 国道から入っていくと甘夏の段地がありまして、道路の横になります。 場所的に良い所でございます。 6月6日に雨の中、現地確認を行いまして、私と田畑委員、山内委員、事務局、行政書士と行いましたが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われまますので、</p>

	<p>御審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>それと番号2、譲渡人と譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑ですが、ここには農業用倉庫が建っていました。</p> <p>面積は、370㎡です。</p> <p>譲受人は昨年、デコポンハウスを購入されてやっておられます。ここに倉庫があった分は、その時に譲渡されていなかったため、今回、新たに申請となりました。</p> <p>場所は、先程の所の下の方になりますが、ここもあまり問題はないと思われまので、よろしく申し上げます。</p> <p>ここも6月6日に現地確認を行いました。</p> <p>よって、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
<p>9番委員 (廣島康雄君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、9番、廣島委員申し上げます。</p>
<p>9番委員</p>	<p>農地法第3条の申請について説明致します。</p> <p>議案書6ページ、番号3でございます。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑です。</p> <p>面積は、531㎡です。</p> <p>譲受人の状況は、親子で畑を9,192㎡所有しておられます。</p> <p>申請理由は、譲受人が県外に住んでおられ、農地を管理できないということで、譲受人に贈与するということでございました。</p> <p>申請地は、8ページを御覧ください。</p> <p>水俣市内でこんな広い農地はないんですが、この近くに太陽光も二反ほどできております。</p> <p>現地調査を、6月6日に、行政書士さんと、事務局1名、推進委員の平松さんと4名で行いました。</p> <p>周りは御覧のとおり、全て畑でして、譲渡には問題ないと思われました。</p> <p>以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われまので、御審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、申し上げます。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>

議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第127号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第127号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第128号、農地法第4条の許可申請についてと、議第129号、農地法第5条の許可申請についての1番と2番は同一案件ですので、合わせて審議し、その後、農地法第5条の許可申請についての、3番の議案を審議したいと思いますが、御異議はございませんか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第128号、農地法第4条の許可申請について及び、議第129号、農地法第5条の許可申請についての1番と2番を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
2番委員 (松田時義君)	はい、議長。
議 長	はい、2番、松田委員をお願いします。
2番委員	議第128号、農地法第4条の許可申請について、1番。 申請人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。持ち分1/2です。 地目は、台帳現況ともに畑。 面積は、302㎡です。 ここに、農家住宅を作りたいとの事です。 次は、5条申請の1番と2番について関係がありますので、15ページを開けてください。 1番、譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 2番は、隣地となります。譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書

	<p>記載のとおりです。</p> <p>ここは261㎡、二つ合わせて、563㎡になります。</p> <p>ここに、農家住宅を作りたいということです。</p> <p>家を造る場合には、500㎡までが基準なので、農家住宅だと、1,000㎡まで可です。</p> <p>施設の概要は、事業面積は563㎡、転用面積は302㎡と261㎡で563㎡になると思います。</p> <p>資金計画は、議案書記載のとおりです。</p> <p>6月6日に、土砂降りの中、45分遅れで現地調査を行いました。行政書士と事務局、竹下委員の4人で行いました。</p> <p>地図は、12ページです。</p> <p>細長い土地ですので、二つ合わせないと家が建てにくいわけです。</p> <p>13ページが、住宅の予定地図になります。</p> <p>排水は、浄化水槽で市の側溝に流される予定です。</p> <p>二人とも農業をやっているらしいまして、子の土地が6,514㎡、親が5,170㎡で、野菜等を作っているらしいです。</p> <p>現地調査を行った結果、転用に係る許可基準から何ら問題ないと思われまので、御審議の程、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします。
17番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議 長	はい、17番、竹下委員。
17番委員	<p>4条に出ました、1番のほうですが、こちらは親子の二人の共有名義になっているので、親の分を借りられるということです。</p> <p>2番の譲渡人のを購入されて、子が建てられるという意味ですので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
13番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい、13番、戸次委員にお願ひします。
13番委員	<p>1点お伺ひします。</p> <p>親子でどのくらい経営面積等を持っておられますか。</p>

2番委員	<p>子は、6, 514㎡です。 親が、5, 170㎡です。 二人の共有面積が、565㎡と初野184番1の302㎡合わせて867㎡です。</p>
13番委員	<p>わかりました。 農家住宅ということで、1,000㎡までいいと言われましたので、実際、やっておられるのかが心配でしたのでお伺いしました。</p>
2番委員	<p>はい、実際やっておられます。</p>
17番委員	<p>果樹農家です。 前所有者から相続し、後を引き継いで、果樹を経営されています。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第128号、農地法第4条の許可申請について及び、議第129号、農地法第5条の許可申請についての1番と2番は、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議長	<p>御異議もないようですので、議第128号、農地法第4条の許可申請について及び、議第129号、農地法第5条の許可申請についての1番と2番は、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第129号、農地法第5条の許可申請についての3番を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、2番、松田委員をお願いします。</p>
2番委員	<p>議第129号、農地法第5条の許可申請についての3番について御説明いたします。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 親子関係です。 地目、台帳現況とも畑。388㎡。 譲受人は現在アパートに住んでいるが、子供が大きくなったことから、母名義の土地を譲受、住宅の建築をしたいため。 事業面積は、388㎡です。</p>

	<p>工事費は、議案書記載のとおりです。</p> <p>6月6日に土砂降りの中、約1時間遅れの現地調査を行いました。行政書士、竹下委員、私、事務局1名で行いました。</p> <p>合併浄化槽を作り、市の排水溝に流されるということでした。</p> <p>周りに、農地等ありませんので、現地調査の結果、転用しても何ら問題はないと思われますので、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第129号、農地法第5条の許可申請についての3番は、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第129号、農地法第5条の許可申請についての3番は、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第130号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
14番委員	はい、議長。
議 長	はい、14番、元村委員をお願いします。
14番委員	<p>議第130号、農用地利用集積計画の申出についての1番と2番を説明します。</p> <p>ここは、今まで借りておられましたので、更新という形になります。</p> <p>番号1。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも田。</p> <p>面積は、454㎡。</p> <p>始期終期が、令和5年7月1日から令和10年6月30日までの期間は5年。</p> <p>利用目的は野菜です。</p> <p>借賃は玄米30kg。これは全体でですね。</p>

	<p>利用権の種類は賃借権。物納です。 番号2。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳が田で現況が畑です。 面積は、1, 404㎡。 始期終期が、令和5年7月1日から令和10年6月30日までの期間は5年。 利用目的は野菜の苗です。 玉葱の苗を作るということです。 借賃は玄米90kg。全体です。 利用権の種類は賃借権。物納です。 借人は、議案書記載のとおりです。 経営面積は、借入地で37,644㎡。 主に玉葱と水稻ですね、これを作っておられます。 従業員が4名です。 場所は、20ページを御覧ください。 これまでもずっと、借りられておりましたので、何ら問題はないと思われます。 よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第130号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第130号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。 次に移ります。 議第131号、非農地判定についてを議題といたします。 本議題は、令和4年度に実施した利用状況調査において、再生利用が困難と判断した農地について、農地法運用通知により農地に該当しない旨判断を行うもので、調査を終えた1区、8区、22区について、非農地の審議を行うものです。 関係委員の説明をお願いします。 尚、280件ありますので、簡潔をお願いします。</p>

2番委員	はい、議長。
議長	はい、2番、松田委員をお願いします。
2番委員	<p>まず1区、1番から213番まで213筆あります。 8区が216から280まで、64筆あります。 これについて説明します。 まず70ページを開けてください。 竹藪になっています。 そして崖になっています。 耕作するには不適當な場所です。 71ページ、山林化しています。道路もありません。 72ページ、山林化しています。 73ページ、はい、山林化して道路もありません。 74ページ、山林化して道路もありません。 75ページ、山林化しています。 76ページ、山林化しています。 77ページ、ここは、通路はありますが、農業用機械も入りません。 78ページ、ここも同じです。 79ページ、農道がありません。 80ページ、ここも農道がありません。 81ページ、ここも農道がありません。 82ページ、山林化しています。 83ページ、山林化しています。 84ページ、ここは非常に狭い所で、農業委員も15年しましたが、ここはわかりませんでした。 小さく区分けしてありますから、山林化しています。 85ページ、ここも山林化しています。 86ページ、山林化して道路もありません。 87ページ、山林化して道路もありません。 88ページ、ここも同じです。 89、90ページ、同じです。 91ページ、ここもです。 92、93、94ページ、ここも山林化して道路もありません。 95ページ、ここも山林化して道路もありません。 97ページ、ここもです。 98ページですが、15年間農業委員をしておりまして、ここには1回も入りませんでした。 まず、土地がどこにあるかわからないという事、地図には、線を引いてありますが、山には線を引いてありませんからわかりません。 ここに行こうとしたら、地元の人から行くなと言われました。 8月の末にパトロールがありますから、マムシに噛まれても知らんぞということで、ここは入りませんでした。 地元の人も夏場は近づかないということでした。</p>

	<p>99ページ、ここも農道がありません。</p> <p>100ページ、ここも農道がありません。</p> <p>101ページ、ここも山林化していました。</p> <p>102ページ、ここも山林化しています。</p> <p>103ページ、通路、農道がありません。</p> <p>104ページ、ここも何処に土地があるのか判明がなかなか難しかったです。</p> <p>105ページ、ここも何処が誰の土地か、はっきりわかりませんでした。入ったとしても、何処から何処までなのかわかりませんでした。</p> <p>106ページ、ここも同じです。農道がありません。</p> <p>107ページ、ここもです。</p> <p>108ページ、ここもありません。</p> <p>109ページ、ここも何処にあるのか、憶測で見ました。</p> <p>110、111ページ、農道がありません。</p> <p>111ページまで、これで1区、213筆を終わりました。</p> <p>15年農業委員をしておりましたから、213筆減りましたら、次期の1区の担当の方は、非常に楽じゃないかなと思います。</p> <p>次に8区です。</p> <p>8区は竹下委員の担当ですが、竹下委員も農業委員とか推進委員を10年くらいやられていて、民生委員とか、8区の世話約等もやっておられて、良く知っておられます。</p> <p>ここは、誰の土地だ、ここにはおらんぞ、とかですね。</p> <p>非常に詳しく、家族の状況まで知っておられるわけです。</p> <p>その竹下委員が112ページから調査されたわけですが、112ページ、ここも農道がありません。</p> <p>113ページ、農道がありません。</p> <p>114ページ、農道があっても山林化しています。</p> <p>115ページも同じことです。</p> <p>116ページ、117ページ、ここも山林化しています。</p> <p>118ページ、ここもです。</p> <p>119ページ、ここも山林化して農地に復元は難しいです。</p> <p>120ページ、ここもです。</p> <p>121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141ページ、山林化しています。</p> <p>これで8区、64筆です。</p> <p>あと8区については、竹下委員から補足がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>非農地判定をよろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
9番委員	はい、議長。

議 長	はい、9番、廣島委員にお願いします。
9番委員	<p>非農地判定につきまして、69ページです。 番号が281番になります。 地図で説明しますと、142ページです。 この場所は、前々から調査して、農地じゃないんじゃないかという ことだったんですが、50年以上前から、地区の防災、防火水槽 が長年設置されていた土地です。 下には家が建っておりますが、漏水の危険がありまして、防火水 槽は取り壊されていますが、崖地で農地への復元が不可能と判定し ましたので非農地にしてもなんら問題ないと判断いたしました。 1件ですが、以上です。</p>
議 長	8区の竹下委員から、補足説明があればお願いします。
17番委員	<p>はい。 松田さんと一緒に、長年同じ所を見て回りまして、解消されない ところだけですので、よろしくお願いします。</p>
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はござ いませんか。
21番委員 (安田昌一君)	はい、議長。
議 長	はい、21番、安田委員。
21番委員	<p>関係ないんじゃないかと思うんですが、教えてもらいたいんです が。 地積調査があったと思うんですが、ここで正確な地図が出ていま すが、事務局がわかれば教えてほしいのですが、地籍調査をする ときに、これくらい入れない所で、どうやってされたんだろうと疑問 があって、15年以上入れないような所に、地積で正確に出せたな という、凄いなと思いつつ、教えてほしいと思いました。</p>
事務局	<p>事務局です。 地籍調査の質問につきましては、私もはっきりしたことはわかり ません。 私の経験でいきますと、山の中に一緒に入って行って確認してい ったという記憶があります。 私個人の話ですが、山奥のほうまでですね、入って行った記憶が あるので、関係者が行かれたんじゃないかなという推測です。</p>
17番委員	竹下ですが、今の件につきましては、私が知っている限りでは、 役所のほうから、地域の方でよくその土地を御存じの方を代表者と

	<p>して2名ずつ出していただいて、役所の方、測量の方を入れて、その前に事前に土地所有者のはっきりしている所は、境を下払いをして杭を打ってくださいということで、ほとんどの人がされたと思います。</p> <p>隣の畑の所有者は、世話役の2人の人と両方の地主さんが、一緒に境を回って、杭はここでいいですねと確認をされて、自分の土地は管理も含め、確認して杭を打たれて、それを基に測量をされた記憶があります。</p> <p>私の知っているところは、そういうところです。</p>
議 長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第131号、非農地判定については、非農地として通知してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第131号、非農地判定については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第36回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員